

西宮北部の医療を考える会 様

三田市長 森 哲



回 答 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成30年6月15日付「意見書」について、下記のとおり回答いたします。

【意見】

市民病院の継続的な経営に関する審議会論議について

記

・ご指摘の「審議会」は、平成29年3月に三田市民病院において策定した「市民病院改革プラン」に示す課題(取組み項目)である「経営の現状と課題」及び「経営形態の見直し」について調査・審議するために設置したものです。なお、同プランには、今後の医療ニーズ(p.9-10)や市民病院の果たすべき役割(p.23-24)、その役割を果たすために取組むべき項目(p.27以降)について、明記がされておりますが、それらの部分はプラン策定時に十分な議論がなされたものです。従いまして本審議会では、その前提での審議を進めているところです。なかでも「経営の効率化(p.27-28)」に関する取組み項目は、地方公営企業としての経営の基本原則(地方公営企業法第3条)である「経済性の発揮」を目指すための項目であり、市民病院(=地域の急性期医療)を持続的に運営(=提供)するためには、重要かつ不可欠な取組みです。

・三田市民病院の果たすべき役割は、「地域の急性期医療の中核を担う」ものであり、今後も国の大きな方針に沿って進められる厳しい医療制度改革(外的要因など)においても、継続的にその役割(急性期医療の提供)を果たし続けることであると考えており、その実現に向け、「兵庫県地域医療構想」に基づき、二次医療圏域に限定しないエリア内での再編・統合・ネットワーク化も視野に入れた医療連携と持続可能な急性期医療の提供体制について検討を進めたいと考えています。

・他市及び他病院に関する事項は、各市担当などにお問い合わせください。

<問い合わせ先・担当者>

地域戦略室・市民病院改革プラン推進課

担当：喜多・奥原

TEL：079-559-5051(直通)